

いの町人事行政の運営等の状況

令和7年4月

いの町

いの町人事行政の運営等の状況

目 次

第1章 職員の任用等の状況	1
1 任用の状況	1
（1）採用者数	1
（2）退職者数	1
第2章 職員の給与・定員管理等の状況	1
1 総括	1
（1）人件費の状況	1
（2）職員給与費の状況	1
（3）ラスパイレス指数の状況	2
（4）給与制度の総合的見直しの実施状況	2
（5）特記事項	2
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	3
（2）職員の初任給の状況	5
（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	5
3 一般行政職の級別職員数等の状況	5
（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	5
（2）昇給への勤務成績の反映状況	7
4 職員の手当の状況	7
（1）期末手当・勤勉手当	7
（2）退職手当	8
（3）特殊勤務手当	8
（4）時間外勤務手当	9
（5）その他の手当	9
5 特別職の報酬等の状況	11
6 職員数の状況	12
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由	12
（2）年齢別職員構成の状況	13
（3）職員数の推移	13
第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
1 勤務時間及び週休日、休日	14
2 休暇の種類	14
（1）年次有給休暇	14
（2）病気休暇	14
（3）特別休暇	14
（4）介護休暇	17
（5）組合休暇	17
3 育児休業等	17
（1）育児休業	17
（2）育児短時間勤務	17

(3) 部分休業	17
第4章 職員のサービスの状況	18
1 年次有給休暇の取得状況	18
2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	18
(1) 育児休業	18
(2) 部分休業	18
(3) 介護休暇	18
3 職務専念義務免除	19
4 営利企業等従事許可	20
第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況	21
1 分限処分	21
2 懲戒処分	21
(1) 懲戒処分者数	21
(2) 処分の事由別状況	21
第6章 職員の研修及び人事評価の状況	22
1 研修の状況	22
(1) 一般研修	22
(2) 特別研修	22
(3) 職場研修	23
2 人事評価の状況	23
第7章 職員の福祉及び退職管理の状況について	23
1 健康診断の実施	23
2 労働安全衛生	23
3 互助会制度	23
4 その他の福利厚生	23
5 退職管理の状況	24
第8章 職員の利益の保護について	24
1 勤務条件に関する措置の要求の状況	24
2 不利益処分に関する不服申立ての状況	24

第1章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和5年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	計	男	女
事務職	9	7	2
保育士	2	0	2
社会福祉士	2	1	1
医師	2	1	1
薬剤師	1	1	0
看護師	5	2	3
介護員	4	4	0
調理員	1	0	1
計	26	16	10

(注) 採用者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員を除いています。

(2) 退職者数

令和5年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

	定年 退職	勤務延 長後の 退職	勸奨 退職	自己 都合 退職	その他	計
令和5年度 退職者数	4	0	0	22	1	27

(注) 退職者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員を除いています。

第2章 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

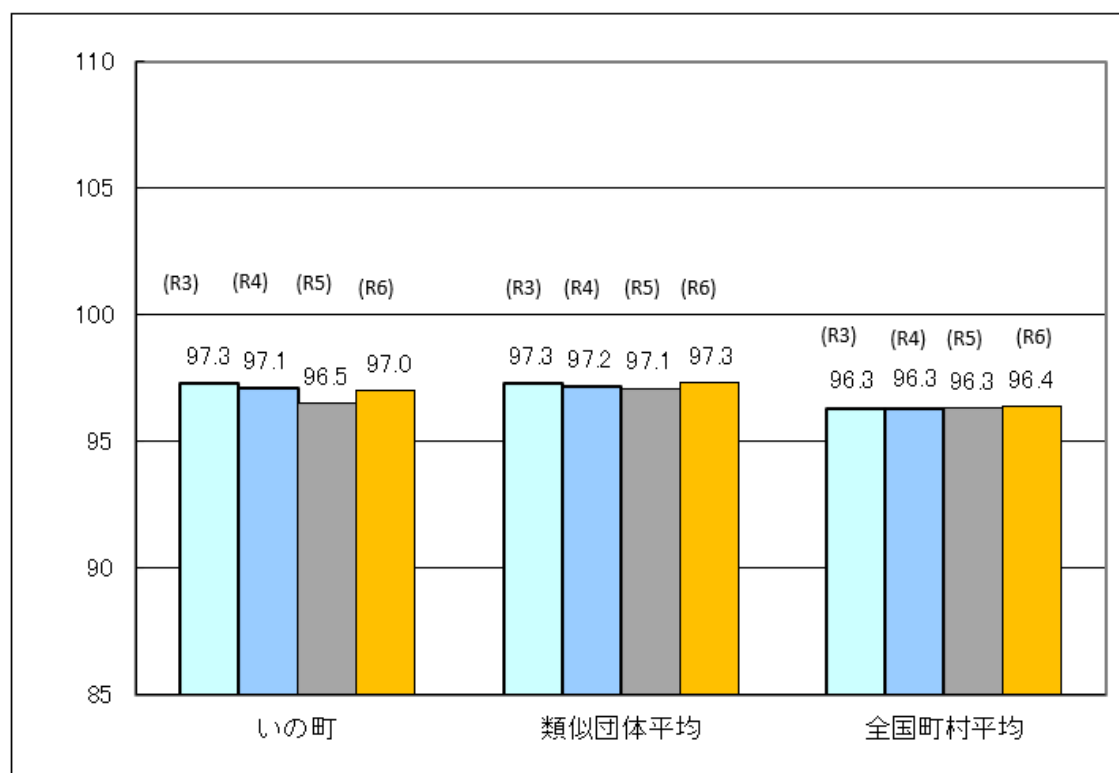
区分	住民基本台帳 人口(令和5年 度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年 度	21,021 人	14,250,442 千円	418,295 千円	2,550,478 千円	17.9%	17.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平 均1人当た り給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
令和5 年度	267 人	879,764 千円	119,881 千円	344,495 千円	1,344,140 千円	5,034 千円	5,777 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均 2 % の引き上げ及び地域手当の支給割合の見直しに等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 0.95% 引き下げ。若年層については配慮し、高齢層については最大 4.12% 引き下げた。激変緩和のため、1 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般職行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

（平成 29 年 4 月 1 日実施）

②地域手当の見直し

支給割合 0%（国基準 0%）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いの町	40.6 歳	300,444 円	339,937 円	319,059 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
国 (R6.4.1 時点)	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体平均 (R6.4.1 時点)	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給 料月額	平均給 与月額 (A)	平均給与 月額(国比 較ベース)	対応す る民間 の類似 職種	平均 年齢	平均給 与月額 (B)	
いの町	49.4 歳	23 人	292,691 円	311,126 円	302,691 円	—	—	—	—
うち学校 給食員	48.1 歳	10 人	298,720 円	316,104 円	311,170 円	飲食物 調理従 事者	47.7 歳	217,900 円	1.45
うち用務員	一歳	一人	—円	—円	—円	他に分類 されない 運搬・清 掃・包装 等従事者	49.1 歳	241,700 円	—
うち自動車 運転手	57.5 歳	2 人	289,850 円	328,565 円	319,600 円	自動車 運転手	53.3 歳	287,700 円	1.14
高知県	60.4 歳	15 人	254,047 円	277,907 円	259,927 円	—	—	—	—
国 (R6.4.1 時点)	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体 (R6.4.1 時点)	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	いの町	高知県	民 間
学校給食員	4,231,852 円	2,905,800 円	3,036,400 円
用務員	—	3,253,900 円	3,253,900 円
自動車運転手	—	—	3,452,900 円

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用し

ています。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

③ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いの町	38.6 歳	288,975 円	321,079 円	303,408 円
類似団体平均 (R6.4.1 時点)	40.4 歳	299,747 円	338,211 円	—

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いの町	42.5 歳	276,644 円	315,657 円	290,362 円
国 (R6.4.1 時点)	44.1 歳	337,496 円	—	386,299 円
類似団体平均 (R6.4.1 時点)	39.3 歳	284,651 円	320,431 円	303,436 円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いの町	45.7 歳	305,026 円	352,490 円	320,052 円
国 (R6.4.1 時点)	48.1 歳	325,124 円	—	365,921 円
類似団体平均 (R6.4.1 時点)	40.8 歳	299,323 円	349,511 円	319,918 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		いの町	高知県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	201,400 円	I 種 208,000 円 II 種 196,200 円
	短大卒	179,100 円	—	—
	高校卒	166,600 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,900 円	164,000 円
	中学卒	—	156,500 円	155,300 円
医療職（一）	大学卒	264,700 円	—	—
医療職（二）	大学卒	202,800 円	—	—
	短三卒	193,500 円	—	—
医療職（三）	短三卒	211,000 円	—	—
	准看護師養成所卒	183,500 円	—	—

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	265,900 円	—	—	—
	短大卒	235,400 円	317,750 円	—	—
	高校卒	220,150 円	—	—	357,300 円
技能労務職	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
医療職（一）	大学卒	—	—	—	—
医療職（二）	大学卒	—	—	329,408 円	—
	短大卒	—	—	—	—
医療職（三）	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	265,367 円	306,467 円	328,060 円	346,550 円
	高校卒	—	—	—	—

(注) 数値を記載していない欄は、該当者がいない、又は該当者が1名しかいないため記載していないものです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

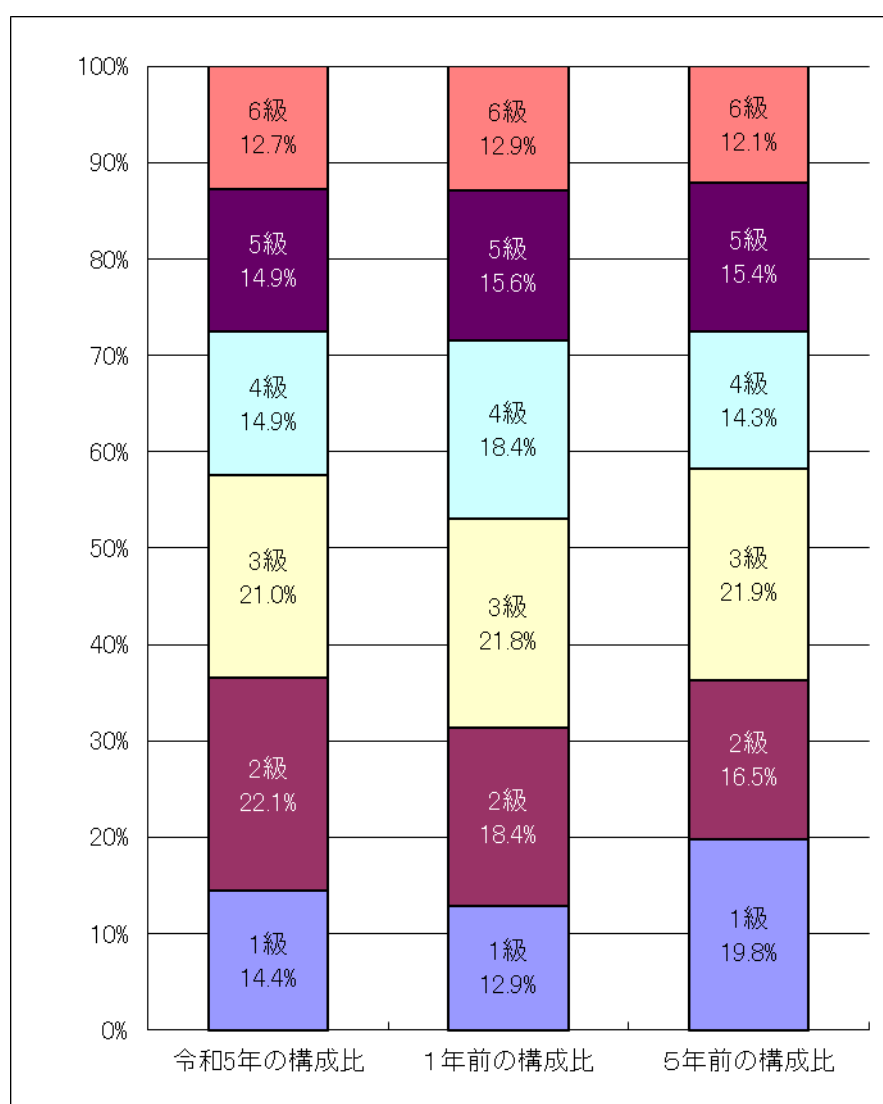
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び技師又はこれに相当する職（2 級を除く。）	26 人	14.4%	162,100 円	249,400 円
2 級	主事及び技師又はこれに相当する職（1 級を除く。）	40 人	22.1%	208,000 円	305,200 円
3 級	主監及び技監並びに主任又はこれに相当する職（4 級を除く。） 係長又はこれに相当する職（4 級を除く。）	38 人	21.0%	240,900 円	351,000 円

	主幹及び技幹又はこれに相当する職				
4級	課長補佐（5級を除く。）又は主監、技監及び主任若しくはこれに相当する職（3級を除く。） 係長又はこれに相当する職（3級を除く。）	27人	14.9%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐（4級を除く。）又は副参事及び技査若しくはこれに相当する職	27人	14.9%	295,400円	394,000円
6級	会計管理者、理事、課長、参事又はこれに相当する職	23人	12.7%	323,100円	411,300円

(注) 1 いの町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	いの町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いの町	高知県	国
1人当たり平均支給額 (5年度) 1,361千円	1人当たり平均支給額 (5年度) 1,546千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.85月分 (1.35)月分 (0.925)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和6年度中における運用	いの町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

いの町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(2%～20%加算)			(応募認定退職2%～45%加算)		
1人あたり平均支給額（令和5年度）					
(自己都合)		(勸奨・定年)			
5,096千円		21,942千円			

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）（医師手当を除く）		28,863千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（令和5年度決算） （医師手当を除く）		215千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度） （医師手当を除く）		27.5%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	手当を受ける者の範囲	支給実績 （令和5年度 決算）	支給額
中学校寄宿舎 勤務手当	中学校寄宿舎に勤務する職員	74千円	宿泊1回につ き500円
職務手当	副看護部長、看護師長及び主任（行 政職給料表を適用する者を除く。）	1,115千円	副看護部長 日額750円 看護師長 日額400円 主任（行政職給 料表を適用す る者を除く。） 日額200円
医師手当	医師	47,912千円	月額401,645 円～602,400円
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師等が正 規の勤務時間の一部又は全部が深 夜において行われる看護等の業務 に従事したとき	19,017千円	勤務1回につ き 1,720円～ 7,300円
拘束手当	医師が当直医師の補完のため待機 する場合	0千円	1回につき 4,000円
薬剤師手当	薬剤師	1,886千円	

救急業務手当	宿日直勤務に当たる医師が、救急搬送患者の診療に従事したとき	3,260 千円	勤務 1 回につき 10,000 円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業をする職員	0 千円	日額 800 円
水害時水中作業従事手当	水害時の水中作業に従事する職員	0 千円	日額 1,000 円
死体処理手当	死体を処理する職員（病院に勤務する職員を除く。）	68 千円	1 体につき 1,000 円
死亡犬死亡猫処理手当	死亡犬又は死亡猫を処理する職員	1 千円	1 匹につき 500 円
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事する職員又は患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業に従事する職員	289 千円	1 日当たり 3,000 円 （長時間の場合は 4,000 円）

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	77,396 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	188 千円
支給実績（令和4年度決算）	76,900 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	186 千円

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額 (令和5 年度決算)
初任給調整 手当	研究者等 2,500 円	同	—	—	—
管理職手当	医療職 24,000 円～200,000 円 行政職 24,000 円～33,000 円	異	国:25% 以内	13,555 千円	452 千円
扶養手当	配偶者 6,500 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 22 歳までの子 10,000 円 16 歳～22 歳の子 1 人 5,000 円加算	同	—	48,612 千円	215 千円
住居手当	借家の場合	同	—	32,713 千円	262 千円

	家賃 16,000 円を超える場合、家賃に応じて 28,000 円を限度に支給				
通勤手当	交通機関等利用者 55,000 円までは全額支給 交通用具使用者 片道 2 km 以上で、使用距離に応じ、2,000 円～31,600 円を支給	同	—	36,878 千円	89 千円
休日勤務手当	100 分の 135	同	—	—	—
夜間勤務手当	100 分の 25	同	—	14,977 千円	161 千円
宿日直手当	一般の宿日直 4,400 円 病院事業の職員 7,500 円 病院事業の看護師、准看護師 8,800 円 医師 21,000 円	異	国：4,400 円 (特殊業務等 5,100 円～21,000 円)	12,053 千円	574 千円
管理職員特別勤務手当	管理職 勤務 1 日につき勤務時間に応じ、4,000 円～12,000 円を支給	異	国：勤務 4,000 円～10,000 円	756 千円	50 千円
地域手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 給料月額、給料調整額及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 16 を乗じて得た額を支給	異	国：100 分の 3～100 分の 20)	—	—
	東京都の特別区に所在する公署に在勤する職員 給料及び扶養手当の月額の合計額に、100 分の 20 を乗じて得た額を支給	同	—	—	—
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤	同	—	—	—

	することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 30,000 円～100,000 円				
特地勤務手当等	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 給料月額、給料調整額及び扶養手当の月額合計額に100 分の 3 を乗じて得た額及び100 分の 5 を乗じて得た額を支給	異	国：100 分の 4 ～100 分の 25 の範囲内	—	—
初任給調整手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 採用の日から35年以内の期間、368,800 円～54,600 円を支給	同	—	—	—
研究研修手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 月額5 万円	異		—	—
施設管理手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 月額3 万円	異		—	—

(注) 数値を記載していない欄は、該当者がいない、又は該当者が1名しかいないため記載していないものです。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町長 副町長	780,000 円 650,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 (令和4年4月1日現在)
			920,000 円／565,500 円 760,000 円／518,500 円
報酬	議長	305,000 円	499,000 円／252,000 円
	副議長	237,000 円	430,000 円／202,000 円
	議員	214,000 円	400,000 円／174,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 2.8 月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 2.8 月分	
退職	町長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数	(1 期の手当額) 15,600 千円 (支給時期) 任期毎

手 当	副町長	給料月額×3×在職年数	7,800 千円	任期毎
--------	-----	-------------	----------	-----

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

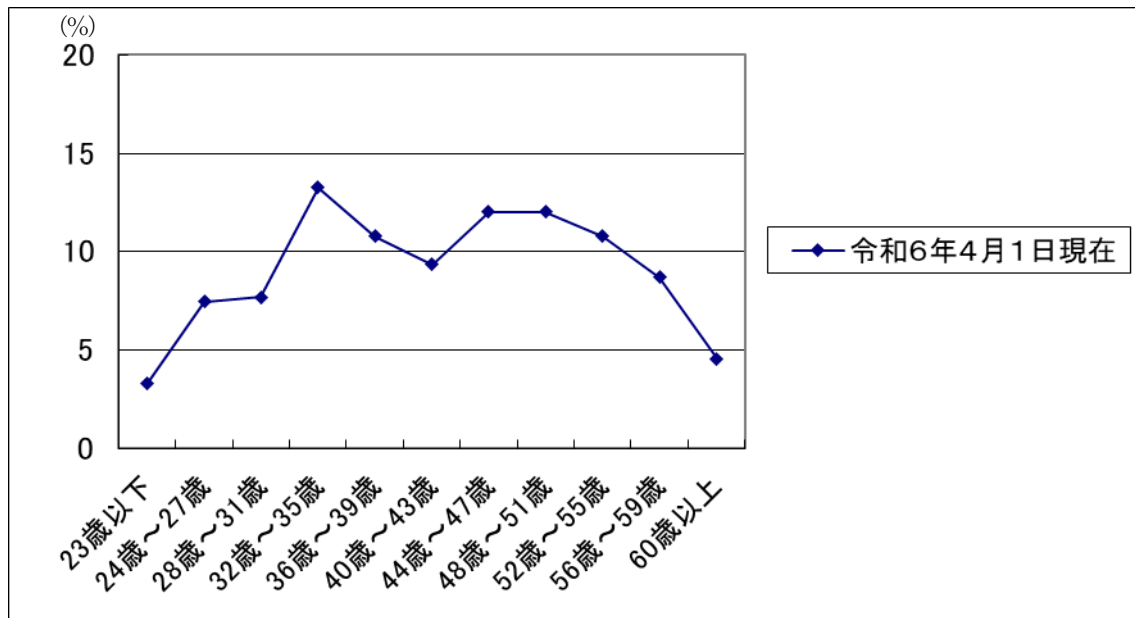
(各年4月1日現在)(人)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	56	56		
		税 務	16	14	△2	人員配置見直し、欠員不補充
		民 生	69	69		
		衛 生	25	26	1	人員配置見直し
		農 水	17	19	2	事務分担・人員配置見直し
		商 工	8	7	△1	事務分担見直し
		土 木	25	25		
	計	218	218			
	教 育 部 門		48	48		
小 計		266	267	1		
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院		113	115	2	医師採用、欠員補充
	水 道		3	3		
	下 水 道		6	5	△1	人員配置見直し
	そ の 他		99	92	△7	事務分担・人員配置見直し等
	小 計		221	215	△6	
合 計			487 [572]	482 [572]	△5 [572]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



(人)

区 分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16	36	37	64	52	45	58	58	52	42	22	482

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	220	216	218	217	218	218	▲2（▲0.9%）
教育	50	50	48	47	48	49	▲1（▲0.02%）
普通会計計	270	266	266	264	266	267	▲3（▲1.1%）
公営企業等会計計	216	218	214	216	221	215	▲1（▲0.4%）
総合計	486	484	480	480	487	482	▲4（▲0. %）

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで

※ 特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日等の特例を定めています。

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇 1 暦年 20 日以内（20 日以内の繰越を認める。）

(2) 病気休暇 公務傷病によるもの 必要最小限の期間
一般の傷病によるもの 90 日以内（結核性疾患は、1 年以内）

(3) 特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
5 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
6 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

7 生後1年に達しない生児を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
8 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日(再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)
9 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。)を38時間45分で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)
10 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
11 要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
12 職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
13 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
14 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
15 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

17 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
18 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
19 女性職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その期間については、第14条第1項第2号の規定による。
20 妊産婦の健康診断(妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、満36週以降分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
21 妊娠中の女性職員の通勤緩和(妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
22 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 (4) 前3号に掲げる活動のほか、町長が相当であると認める活動	一の年において5日の範囲内の期間
23 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

別表

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合)

	にあつては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
おい又はめい	1日

- (4) 介護休暇 介護の対象者
- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
 - ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫

2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する1年の期間内につき承認する。(無給)

- (5) 組合休暇 職員が、任命権者の承認を受けて正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を超えない範囲内で、1日又は1時間単位で与えるものとする。(無給)

3 育児休業等

- (1) 育児休業 職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。(無給)
- (2) 育児短時間勤務 職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。(有給)
- ① 3時間55分勤務を週5日(週19時間35分勤務)
 - ② 4時間55分勤務を週5日(週24時間35分勤務)
 - ③ 7時間45分勤務を週3日(週23時間15分勤務)
 - ④ 7時間45分勤務を週2日、3時間55分勤務を週1日(週19時間25分勤務)
- (3) 部分休業 職員が、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。(無給)

第4章 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和5年平均取得日数	15.3日
------------	-------

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業（令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間				
		6月 以下	6月 を超え 1年以下	1年 を超え 1年6月 以下	1年6月 を超え 2年以下	2年 を超える
男性職員	4	4	0	0	0	0
女性職員	9	0	7	0	1	1
計	13	4	7	0	1	1

(2) 部分休業（令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

区 分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間						
		3月 以下	3月 を超え 6月以下	6月 を超え 1年以下	1年 を超え 1年3月 以下	1年3月 を超え 1年6月 以下	1年6月 を超え 2年以下	2年 を超える
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	16	0	0	16	0	0	0	0
計	16	0	0	16	0	0	0	0

区 分	部分休業 取得者数	1日の部分休業承認期間			
		30分 以下	30分 を超え 60分 以下	60分 を超え 90分 以上	90分 を超える
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	16	0	16	0	0
計	16	0	16	0	0

(3) 介護休暇（令和5年中に新たに介護休暇を取得した職員数）

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							その他
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月 以下	1月 を超え 2月 以下	2月 を超え 3月 以下	3月 を超え 4月 以下	4月 を超え 5月 以下	5月 を超える
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	1	0
計	1	0	0	0	0	1	0

3 職務専念義務免除

職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条職員については、いの町教育委員会とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者又はその委任を受けた者が定める場合

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年いの町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、同条第3号の規定により職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

(1) 町の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合

(2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合

(3) 町の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職

- に属する事務に従事する場合
- (4) 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
 - (5) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
 - (6) 当該職員の職務上の教養に資する講習講義等を受講する場合
 - (7) 教育又は研究のため、他の事業又は事務に従事する場合
 - (8) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合
 - (9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第 46 条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第 49 条第 4 項の規定により不利益処分に関し審査し、又は法第 46 条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第 49 条第 4 項の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、あるいはこれらの審理のため公平委員会又は高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
 - (10) 職員団体の代表として法第 53 条第 6 項の規定による口頭審理に出頭する場合
 - (11) 職員団体の代表として法第 55 条第 1 項の規定により町の当局と交渉する場合
 - (12) 法第 55 条第 11 項の規定により町の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
 - (13) 職員団体の運営のため特に必要と認められる会合又は義務に参加する場合
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事由がある場合

4 営利企業等従事許可

いの町職員の営利企業等の従事制限に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき、職員が兼ね、営み又は従事する営利企業について、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第 2 項の規定に基づく許可の基準を定めることを目的とする。

（地位）

第 2 条 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 前 2 号に準ずる職

(許可の基準)	
第3条	職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。
(1)	単に名目的なものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
(2)	職務の遂行に支障を来さない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合
第4条	職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。
(1)	法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職務の占める職と密接な関係がないと認められる場合
(2)	前号の場合において、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合
(3)	職員団体の業務に専ら従事する場合

第5章 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限処分

(令和5年度)

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	13	13
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	13	13

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数

(令和5年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	1	0	1	2

(2) 処分の事由別状況

(令和5年度)

区 分	給与・任用に関する不正	一般服務違反関係	一般非行関係	収賄等関係	道路交通法違反関係	監督責任	合計
処分等の事由別状況	0	1	0	1	0	0	2

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

令和5年度に実施した研修受講等の実績は、下記のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

実施 主体	研 修 名	受講 者数
こうち 人づく り広域 連合	新採用職員研修	11人
	採用2年目研修	9人
	採用3年目研修	6人
	採用5年目研修	10人
	採用10年目研修	5人
	採用15年目研修	2人
	係長研修	1人
	課長研修	1人

(2) 特別研修

実施 主体	研 修 名	受講 者数
こうち 人づく り広域 連合	人事・研修担当者研修	4人
	地方自治法研修	2人
	政策法務研修	1人
	法務能力向上セミナー	1人
	意識改革セミナー	3人
	政策づくり入門研修	2人
	OJTの進め方研修	3人
	契約事務基礎研修	1人
	自治体法務入門研修	3人
	防災・減災力向上セミナー	6人
	パソコン集合研修（アクセス）	2人
	Eラーニング研修	33人
	基礎から学ぶ複式簿記研修（オンライン併用）	5人
	職場に定着するリスクマネジメント研修	5人
	決算書の見方研修（オンライン併用）	3人
	管理職のためのメンタルヘルス研修	2人
	コーチング研修	2人
	ダイバーシティ研修	4人
	新任土木技術職員研修	1人
	先進事例研究セミナー	9人
	地域力創造研修	7人
	起案文書作成基礎研修（オンライン併用）	4人
	住民満足度アップのための接遇研修	2人

(3) 職場研修

実施 主体	研修名	受講 者数
いの町	人権研修	208 人
	接遇マナー研修	70 人

2 人事評価の状況

(1) 勤務評定の実施

4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までを評定期間として、第一次及び第二次の複数の評定者による勤務成績の評定を行っています。

また、条件付き採用期間中の職員及び昇格に必要な経験年数を満たした者を対象とした勤務成績の評定を行っています。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施

(1) 定期健康診断

(2) 人間ドック

2 労働安全衛生

職場復帰支援制度の実施

3 互助会制度

名称	(財) 高知県市町村職員互助会
会員数	490人
公費支出額	9, 557千円
会員掛金額	9, 495千円
補助対象となる 主な事業内容	医療費助成金・結婚祝金・出産祝金・入学祝金・銀婚祝金・弔慰金・傷病給付金・休業給付金・災害見舞金・差額ベッド費用の助成金・傷病見舞金・スポーツ安全保険・体育文化施設助成金・スポーツフェスティバル助成金・人間ドック助成金・健康増進施設助成金・研修旅行助成金・宿泊助成金

4 その他の福利厚生

実施主体	いの町職員労働組合
公費支出額	500, 000円
補助対象となる 主な事業内容	人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成、脳ドック助成、健康増進施設利用助成

5 退職管理の状況

令和5年度に町を離職した管理職員の再就職の状況は、下記のとおりです。

退職者数	再就職に係る届出の提出者数	再就職区分						町出資団体
		国	地方公共団体	財団法人・社団法人	その他非営利法人	営利法人	その他	
4	1	0	0	1	0	0	0	0

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（県公平委員会）

業務の状況	令和5年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0件

2 不利益処分に関する不服申立ての状況（県公平委員会）

業務の状況	令和5年度
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定すること	0件